

岐阜県公報

号外(二) 令和二年五月八日

目次

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例	(財)	課	二
岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	(人)	課	二
岐阜県税条例の一部を改正する条例	(税)	課	三

本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例(条例第三三三号)
- 一 新型コロナウイルス感染症対策を推進するため、次のとおり規定の整備を行うこととした。(第一条関係)
 - 1 新型コロナウイルス感染症対策の推進を目的とした寄附金を原資として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、医療提供体制の整備等に関する事業に要する資金に充てるため、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策基金を設置することとした。
 - 2 岐阜県有施設整備基金の名称及び目的を次のとおり変更することとした。
 - (一) 名称 岐阜県有施設整備・新型コロナウイルス感染症対策基金
 - (二) 目的 県有施設の整備資金及び県有施設の整備の財源とした県債の償還並びに新型コロナウイルス感染症対策に必要な財源に充てるため
 - 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(条例第三三三号)
- 一 職員が、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れる宿泊施設等において、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合には、従事した日一日につき四、〇〇〇円の範囲内の防疫等作業手当を支給することとした。(付則第二七項関係)
 - 二 この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和二年二月一日から適用することとした。
- 岐阜県税条例の一部を改正する条例(条例第三四号)
- 一 個人県民税

新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の対象となる入場料金等払戻請求権の放棄は、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」第五条第一項又は第三項の規定の適用を受ける入場料金等払戻請求権（県内に主たる事務所を有する者に対するものに限る。）の全部又は一部の放棄とすることとした。（附則第二八条関係）

二 不動産取得税

耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の耐震改修に係る契約を一定の日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和四年三月三十一日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした。（附則第二九条関係）

三 自動車税

令和元年一〇月一日から令和二年九月三〇日までの間に取得した自家用の乗用車に係る環境性能割の税率の特例措置の適用期限を令和三年三月三十一日まで延長することとした。（附則第二二条の八関係）

四 その他所要の規定の整備を行うこととした。

五 この条例中二から四までは公布の日から、一は令和三年一月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年五月八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十二号

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例

岐阜県積立基金条例（昭和三十九年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。
第二条の表岐阜県債管理基金の項の次に次のように加える。

<p>岐阜県新型コロナウイルス感染症対策基金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策の推進を目的としたふるさと納税等の寄附金を原資として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、医療提供体制の整備等に関する事業に要する資金に充てるため</p>	<p>知事が定める額</p>
----------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------

第二条の表岐阜県有施設整備基金の項中「岐阜県有施設整備基金」を「岐阜県有施設整備・新型コロナウイルス感染症対策基金」に改め、「償還」の下に「並びに新型コロナウイルス感染症対策」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年五月八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十三号

例

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例第二十九号の一部を次のように改正する。

付則に次の一項を加える。

27 職員が、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例（新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症とし

て定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者を受け入れる宿泊施設その他人事委員会が定める区域において、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて人事委員会が定めるものに従事した場合には、第二十条第四項の規定にかかわらず、従事した日一日につき四千円の範囲内で人事委員会が定める額の防疫等作業手当を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の付則第二十七項の規定は、令和二年二月一日から適用する。

岐阜県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年五月八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十四号

岐阜県条例の一部を改正する条例

第一条 岐阜県条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条の八第二項中「令和二年九月三十日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則に次の二条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の申請書の訂正等の期間）

第二十七条 法附則第五十九条第三項において準用する法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例）

第二十八条 第五十五条第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第五十八条の二第一項に規定する耐震改修に係る契約を施行令附則第三十八条に規定する日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附

則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき施行規則附則第二十八条第一項に規定するところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和四年三月三十一日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、第五十八条の二第一項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から六月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第五十六条第一項及び第五十八条の二第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十六条第一項	一年六月以内、同項第二号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（第五十八条の二第一項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。）の日後六月以内の日まで、前条第三項第二号
第五十八条の二第二項	から六月以内	から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後六月以内の日まで
第五十八条の二第二項	六月以内	同項の耐震改修の日後六月以内の日まで

第二条 岐阜県条例の一部を次のように改正する。

附則第二十八条を附則第二十九条とし、附則第二十七条の次に次の一条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の対象となる入場料金等払戻請求権の放棄）

第二十八条 法附則第六十条第一項に規定する条例で定める放棄は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和

二年法律第二十五号(第五条第一項又は第三項の規定の適用を受ける法附則第六十条第一項に規定する入場料金等払戻請求権(県内に主たる事務所を有する者)に対するものに限る。)の全部又は一部の放棄とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年一月一日から施行する。

令和二年五月八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社